

グループホーム ときわの家 利用料金表

(認知症対応型共同生活介護 1196500415)

1、利用契約時に必要な費用

保証金	なし
-----	----

2、利用月介護料（30日分計算）

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1日利用単位数	748 単位	752 単位	787 単位	811 単位	827 単位	844 単位
介護保険 1 割負担 (円)	22,440 円	22,560 円	23,610 円	24,330 円	24,810 円	25,320 円
介護保険 2 割負担 (円)	44,880 円	45,120 円	47,220 円	48,660 円	49,620 円	50,640 円
介護保険 3 割負担 (円)	67,320 円	67,680 円	70,830 円	72,990 円	74,430 円	75,960 円
居住費	75,000 円/ (1日 2,500 円)					
食事代	39,000 円/ (朝 350 円/昼 450 円/夕 450 円/おやつ 50 円)					
施設運営費	30,000 円/ (1日 1,000 円)					
1割負担分合計	166,440 円	166,560 円	167,610 円	168,330 円	168,810 円	169,320 円

※居室は全室ユニット型個室になります。

※さいたま市は3級地のため、介護報酬率 10.68%加算されます。

3、その他の利用料（状況に応じて算定される費用）

初回加算	30 単位/日	入居された日から30日以内の期間について、1日につき30単位を算定されます。また、30日を超える病院又は診療所への入院後、再び入居した場合も、同様とする。
夜間ケア加算（Ⅱ）	25 単位/日	夜間及び深夜時間帯に基準より1名以上多く配置している場合に算定されます。
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日	年齢が64歳以下の方に算定されます。
入院時費用	246 単位/日	入院後3か月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合には、1月に6日を限度として一定単位の基本報酬が算定されます。
退居時相談援助加算	400 単位/回	退居時に当該利用者及びその家族等に対して、退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保険医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に退居後の居宅地を管轄する市町村等に対して必要な情報を提供した場合に算定されます。

看取り介護加算	72 単位/日	①死亡日 45 日～31 日前。
	144 単位/日	②死亡日 30 日前～4 日前。
	680 単位/日	③死亡日前々日、前日。
	1,280 単位/日	④死亡日。
医療連携体制加算（Ⅰ）	39 単位/日	グループホーム従業員である看護師、または他医療機関、訪問看護ステーションに在籍する看護師と連携し、24 時間連絡体制を確保している場合に加算されるものです。入居者の状態が急変あるいは重度化した場合の対応指針を別途定め、その内容を入居者及び家族に説明し同意が得られていることが算定要件となります。
医療連携体制加算（Ⅱ）	49 単位/日	事業所の職員として看護職員を常勤換算で 1 名以上配置していること。事業所の職員として配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携体制を確保することが算定要件となります。
医療連携体制加算（Ⅲ）	59 単位/日	事業所の職員として「看護師」を常勤換算で 1 名以上配置していることが算定要件となります。 ※また、加算（Ⅱ）（Ⅲ）共通の要件として、算定日が属する月の前 12 月間において、喀痰吸引、経鼻胃管や胃瘻（ろう）等の経腸栄養、人工呼吸器の使用、人工腎臓の実施、常時モニター測定、人工膀胱又は人工肛門の処置、褥瘡に対する治療、気管切開といった医療的ケアを提供している実績が算定要件となります。
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の 100 分の 50 以上。 ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者を 1 以上配置し、専門的な認知症ケアを実施していること。 ・ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術指導に係る会議を定期的実施していることが算定要件となります。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 単位/日	<p>認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定していることが算定要件となります。 <p>※認知症ケアに関する専門性の高い看護師を配置要件の対象に加える。</p>
口腔衛生管理体制加算	30 単位/月	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っていることが算定要件となります。
口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位/回	介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していることが算定要件となります。 ※6 月に 1 回を限度とする。
栄養管理体制加算	30 単位/月	管理栄養士（外部との連携含む）が日常的な栄養ケアにかかわる介護職員への助言や指導を行った場合に算定要件となります。
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入所者の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合に算定要件となります。

生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。 ・理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことで算定されます <p>※3 月に 1 回を限度とする。</p>
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が施設を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位/日	<p>※以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全介護職員のうち介護福祉士の資格を有する者の割合が70%以上 ②全介護職員のうち勤続10年以上の介護福祉士の資格を有する者の割合が25%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ①全介護職員のうち介護福祉士の資格を有する者の割合が60%以上。
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位/日	<p>※以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全介護職員のうち介護福祉士の資格を有する者の割合が50%以上。 ②全介護職員のうち常勤職員が75%以上。 ③全介護職員のうち勤続7年以上の者が30%以上 <p>配置されている場合に算定されます。</p>
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の11.1%を加算	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ② ①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 ③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。 ④ 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 ⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑥ 労働保険料の納付が適正に行われていること。 ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 ⑧ (三)について、全ての介護職員に周知していること。

		<p>(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ 平成 27 年 4 月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p>
介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の 8.1%を加算	<p>以下の要件を全て満たしていること</p> <p>1、①～⑥、⑦ (一)～(四)、⑧を満たしていること。</p>
介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の 4.5%を加算	<p>以下の要件を全て満たしていること</p> <p>1、①～⑥、⑨、⑩を満たしていること。</p>
		<p>⑨ 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件を定めていること。</p> <p>b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b a について、全ての介護職員に周知していること。</p>
		<p>⑩ 平成 20 年 10 月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p>
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の 3.1%を加算	<p>① 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額 8 万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の 2 倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円を上回らないこと。</p> <p>② 当該事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改</p>

		<p>善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>③ 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>④ 当該事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>⑤ サービス提供体制強化加算の最も上位の区分(訪問介護)にあっては特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)、特定施設入居者生活介護等にあってはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は入居継続支援加算、介護老人福祉施設等にあってはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は日常生活継続支援加算を算定していること。</p> <p>⑥ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>⑦ 平成 20 年 10 月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>⑧ ⑦の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p>
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の2.3%を加算	<p>以下の要件を全て満たしていること</p> <p>1、①～④、⑥～⑧を満たしていること。</p>